

秋季火災予防運動

火の用心 ことばを形に習慣に

山火事や野焼きなどによる火災が多く発生する時季です。火の取り扱いには十分注意しましょう。

▼期間 11月9日(木)～15日(水) 朝夕7時にサイレンを鳴らします。

▼住宅防火・いのちを守る7つのポイント
①3つの習慣

- ・寝たばこは、絶対やめる。
- ・ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ・ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。
- ②4つの対策

- ・逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- ・寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、防災品を使用する。
- ・火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器を設置する。

すべての住宅に住宅用火災警報器を設置しましょう！

山形県警察特殊詐欺被害防止

コールセンターの設置

このたび開設しました「山形県警察特殊詐欺被害防止コールセンター」

- ・お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

障がいのある方のための職業訓練 受講者募集

- ▼対象 障がいのある就職希望者
- ▼内容 事業所内での実践コース(事務、製造、商品陳列、品出し、清掃、介護補助、農業など)
- ▼費用 無料(保険代等は別途)
- ▼申込 随時電話で受け付け

山形職業能力開発専門学校
☎023-644-19227

「生産管理基礎」受講者募集

- ▼日時 11月27日(月)～28日(火)
- ▼会場 山形職業能力開発専門学校
- ▼定員 15名
- ▼費用 受講料6,000円
- ▼締切 11月13日(月)

山形職業能力開発専門学校
☎023-644-19227

知財総合支援窓口のご案内

- ▼相談内容 特許や商標などの出願手続き方法や費用、先行技術や先願商標の調査方法、知的財産権による技術等の保護手段、知的財産権で保護を図りながらブランド確立など
- ▼窓口開設時間 8時30分～17時15分

(土日・祝日・年末年始を除く)

「察特殊詐欺被害防止コールセンター」では、電話オペレーターから県民の皆さまに特殊詐欺に関する手口、被害に遭わないための対策に関するお電話をかけさせていただきます。

▼実施事業者

NITソルコ&北海道テレマート(株)

▼実施期間

平成29年10月10日～平成30年1月31日まで

9時～17時30分まで(平日のみ)

▼発信番号

023-687-11526

※コールセンターは特殊詐欺被害防止の注意喚起を行うものです。□座番号や暗証番号を聞いたり、キャッシュカードを預かったりすることは絶対にありません。

お子さまの教育資金を

「国の教育ローン」がサポート

「国の教育ローン」は高校、短大、大学、専修学校、各種学校や外国の高校、大学等に入学・在学するお子さまをお持ちのご家庭を対象とした公的な融資制度です。

▼融資額 ひとり350万円以内

▼金利 原則年1.8%

▼返済期間 原則15年以内

山形県教育ローンコールセンター
☎0570-008656

若者相談支援設置拠点事業

講演会「すべては光る」

- ▼費用 相談無料
- ※秘密は厳守いたします。お気軽に左記までご相談ください。
- ▼日時 11月26日(日) 14時～
- ▼会場 アベージュ
- ▼講師 大石田町地福寺 宇野全匠師
- ▼内容 コミュニケーションを取るのが苦手、外に出たくないなどの悩みを抱えた方を勇気づける講演

山形県発明協会
☎023-647-8130

交通事故の損害賠償問題で

お困りの方へ

- ▼費用 入場無料
- ▼申込 事前申し込みが必要

フリースペースまちかどカフェたりば
☎080-3144-13009

自動車事故にかかる損害賠償問題

の紛争解決を、弁護士が中立公正な立場からお手伝いします。被害者ご本人に法律知識がなくても、交渉に不慣れでも安心してご相談ください。

交通事故紛争処理センター仙台支部
☎022-263-17231

認定こども園等入園の募集について

☎ 役場健康福祉課 子育て支援係 ☎52-2111 (内線370)



※認定こども園めぐたま以外の保育施設への入園も募集しています。

平成30年度の入園申込みについて次のとおり募集いたします

「子ども子育て支援新制度」では、就学前の児童の幼児教育・保育を保障するため「支給認定制度」が導入されました。認定こども園等の利用にあたっては、施設利用申込みと合わせて、町から教育・保育の必要性に応じた「支給認定」を受ける必要があります。

※認定こども園めぐたまにおいては、支給認定申請書と入園申込書を同一の様式で兼用しています。

1. 新規入園者について

▼受付期間 11月10日(金)～12月11日(月)

▼入園要件

①満8カ月以上3歳未満のお子さん(平成30年4月1日現在年齢)

※両親が就労・疾病等により、自宅で保育することが難しいと認められた場合(保育が必要な場合)に入園することができます。

②3歳以上のお子さん(平成30年4月1日現在年齢)

※保育が必要・必要でないに関わらず入園することができます。

2. 継続して入園する園児について

平成29年度に、金山町から支給認定(1号認定・2号認定・3号認定)を受け、すでに入園している方(認定こども園めぐたま乳児部・幼児部・その他の園)については、新たに入園申込みを行う必要はなく、基本的に退園の希望が無い限り小学校に入るまで入園可能です。

※ただし、3号認定については保護者の就労状況等に変更がない場合のみ継続入園が可能です。

※すでに入園されている方には、11月中に園を通して「支給認定現況届(入園継続確認)」を配付いたしますので提出をお願いします。

子育て支援センターおひさまもご利用ください!

入園前のお子さんやパパ・ママ・おばあちゃんが集まり、いろいろな遊びや保護者の交流の場を提供しています。子育てに関する相談もお気軽にお寄せください。

▼場所 金山町大字金山571

(町体育センター前)

▼時間 平日：9時～15時

▼利用料 無料

※事前申し込みは不要



「mama'sサークルおひさま」として、子育て中のお母さん達も楽しく活動しています!